

【 第 66 回 港区環境審議会 会議録要旨 】

令和 6（2024）年 3 月 26 日（火）

午後 6 時 00 分～午後 6 時 35 分

エコプラザ 1 階 ラーニングルーム

出席：大沼あゆみ会長 青柳みどり副会長 袖野玲子委員 佐々木剛委員 二藤泰明委員

辻村法泰委員 藤井京乃委員 薄井啓子委員 坂田生子委員 鈴木たかや委員

琴尾みさと委員 丸山たかのり委員

（事務局）新宮環境リサイクル支援部長 大浦環境課長 瀧澤地球温暖化対策担当課長

阿部みなとリサイクル清掃事務所長 星川環境政策係長

（説明員）大浦環境課長 瀧澤地球温暖化対策担当課長

次 第

1 報告事項

（1）「港区環境基本計画」令和 5 年度改定版について

（2）令和 6 年度の取組について

2 その他

資 料

資料 1 「港区環境基本計画」令和 5 年度改定版 本編

資料 1-2 「港区環境基本計画」令和 5 年度改定版 別冊

資料 2 環境分野に関する令和 6 年度の取組

参考資料 1 港区環境白書（港区環境基本計画 令和 4 年度年度実績報告書）（案）

議題に関する質疑応答等

審議事項

（1）「港区環境基本計画」令和 5 年度改定版について

（資料 1、資料 1-2 を基に、「港区環境基本計画」令和 5 年度改定版について説明）

会長：何か御意見・御質問はあるか。

副会長：QRコードが掲載されている計画書は初めて見たが大変良いと思う。アイデアを出して下さった方に感謝申し上げます。

会長：同じく、素晴らしいと思う。他に御意見・御質問はあるか。無ければ（1）については以上とする。

（2）令和 6 年度の取組について

（資料 2 を基に、令和 6 年度の取組について説明）

会長：何か御意見・御質問はあるか。では、私から。p. 2、No. 3 に「再生可能エネルギー100%電力を導入した場合に融資による利子の補助をします。」とあるが、「融資による利子」とはどのような意味

か。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：まず、区には中小企業融資あっせん制度がある。区内中小企業が事業資金を低利で受けられるよう、取り扱い金融機関に対して融資のあっせんを行い、区が利子の一部を補助する制度である。その中の環境対策融資と創業支援融資について、環境対策融資では、本来金利2.0%のうち、区が従来から1.9%分を補助しているが、再エネ100%電力に切り替えて頂ければ、さらに0.1%分を環境課の方で補助金として交付し、利子が実質ゼロになる。

会長：「融資による利子」というのは、お金を借りたときの利子ということか。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：ご認識の通りである。お金を借りたときの利子分を区の方で負担するので利子率ゼロで借りられるということである。

会長：「融資による利子」というよりも、「融資に係る利子」などの表現の方が分かりやすいように感じる。例えば、普段、「住宅ローンによる利子」などとは言わない。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：令和6年4月よりスタートする事業で、ホームページ等にも案内を掲載するので、その際は表現を見直したい。

会長：よろしく願いたい。

藤井委員：「中小企業融資あっせん制度」の融資は何に対してか。

琴尾委員：融資に係る対象は何か。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：環境対策融資は、高反射率塗料や省エネ機器等を導入する際にお金を借りる場合、創業支援融資は、これから起業する方がお金を借りる場合である。

藤井委員：この制度は今までもあったのか。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：制度自体はあったが、今までに申請した方は少なからず利子負担が発生していた。令和6年度からは、再エネ100%電力に切り替えることで、申請者の利子負担が実質ゼロになる。

会長：多くの事業者が借りようと思えるよう、分かりやすい表現にしてほしい。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：承知した。

薄井委員：事業No.4「区有施設のエネルギー自給率向上推進」について。資料1、p.46「区有施設への太陽光発電設備等の設置検討」がこれに当てはまるのか。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：ご認識の通り、資料1、p.46「区有施設への太陽光発電設備等の設置検討」が当てはまる。今年度調査を行い、太陽光発電設備未設置の区有施設18施設ほどに設置可能性があることを確認した。それらの施設について、令和6年度は、PPA手法等による導入の検討を進める。

薄井委員：資料1にはPPAという単語は出てこないが。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：資料1の作成段階では、導入手法までは決定していなかったため、手法を特定する記載はしていない。

薄井委員：理解した。

会長：他に御意見・御質問はあるか。無ければ(2)については以上とする。

2 その他

星川環境政策係長：本日、オンライン会議システムの音声に不具合が生じていたため、オンライン参加の

委員には事務局から個別に御連絡と御説明をさせて頂く。御意見や御質問があった場合は、他の委員の皆様にも議事録等で共有させて頂く。

会長：オンライン参加の委員には、御意見があればぜひ共有して頂きたい。では、全体を通して何か御意見・御質問はあるか。

藤井委員：資料1、p.87の指標「生物多様性の認知度」について。令和4年度の現状実績値が92%だが、令和5年度の間目標値は80%であり、目標値の方が低くなっている。

大浦環境課長：改定前は現状実績値が80%より低かった。今回は、中間目標値は達成できていることを示す意図で記載している。

会長：進捗は非常に順調であり、中間目標値は達成できている。引き続き令和8年度末までに95%を目指すという認識で良いか。

大浦環境課長：ご認識の通りである。

二藤委員：御意見させて頂いたTCFDの件など、コラムや事例を盛り込んで頂いたり、専門用語に注釈をつけて頂いたり、大変分かりやすい計画書に仕上がったと思う。区民や事業者等、様々な主体を巻き込んで、環境に対する意識を向上させていく計画がこれから求められる。各目標を達成するための新しい取組も模索して頂きたい。計画が完成して終わりにならないよう、PDCAの観点から、どのようなタイミングで改善していくのか、議会や委員会での報告も含めて伺いたい。また、この計画をどのような形で周知していくのかも伺いたい。

大浦環境課長：計画の周知については、現時点ではホームページへの掲載を予定している。また、噛み砕いた形での内容説明と啓発が必要になると思うので、今後方法を考えていきたい。計画の進捗は、環境白書という形で毎年整理をして審議会に報告させて頂いており、引き続き行っていく。

星川環境政策係長：事務局から補足させて頂く。以前、環境白書が読みにくいという意見があったため、イラストや図を足したものを作成した。今後区のホームページにも掲載予定である。中身はカラフルに、皆様に関心を持って頂けるようなデザインとしている。PDCAサイクルを回す中で、その時々トレンドも取り入れながら計画を進めたいと考える。

会長：大変分かりやすい環境白書になるのではないかと期待している。二藤委員、今の説明についていかがか。

二藤委員：理解した。

佐々木委員：二藤委員の御指摘の通り、これからどのように啓発していくかが重要であると思う。素晴らしい計画を作って頂いた。港区の自然環境の豊かさを活かす形で、私自身も何か貢献出来たら良いと感じた。私の研究分野の話だが、科学的な実験結果とあわせて、ナラティブな、ストーリー性のある情報を加えることにより、対象に対する訴求力が大きくなる。「港区はどのような環境であるのか」というようなストーリーを通して、関係価値を共有し、区民の意識を高めていけたらと思いつつ日々活動している。何らかの形で貢献出来たらと思う。

会長：貴重な御意見を頂き感謝する。

丸山委員：1点確認したい。ブルーカーボンに関する取組は、令和6年度は何か予定しているのか。

瀧澤地球温暖化対策担当課長：令和6年度の具体的な事業等は特に決まっていない。芝浦港南地区協働推進課の地域事業として、東京海洋大学とコラボし、ブルーカーボンが成り立つのかという調査から始めている状況である。二酸化炭素をどのくらい吸収するのか等の話にはまだ先のこととなる。

丸山委員：理解した。

会長：他に御意見や御質問はあるか。無いようなので、これにて終了とする。委員からの御意見・御質問については、事務局の方で対応をお願いしたい。

星川環境政策係長：事務局から連絡をさせて頂く。今年度の環境審議会の開催は、本日をもって終了となる。今年度も貴重な御意見を沢山頂き、感謝申し上げます。委員の皆様の任期は、今年の8月31日までとなっており、来年度の途中で改選の可能性もあるため、改めて委嘱に関するご連絡をさせて頂く。2年間、港区環境基本計画の見直しに向け、各部会も含めて御協力頂き感謝申し上げます。皆様のおかげで良い計画ができたので、今御意見があった通り、進捗管理をしっかりと行っていきます。作っただけの計画にならないよう取り組んでいくので、引き続きよろしくお願いしたい。事務局からは以上である。

会長：2年間、委員の皆様と協力して、このような素晴らしい計画作りを行えたことに感謝申し上げます。区民の中から選ばれた方々には、区民視点からの、環境施策に対する様々な御意見を提供頂いた。計画に反映されたことだけでなく、それ以外の御意見も、学識経験者の立場としては非常に貴重なものであった。以上で第66回港区環境審議会を終了する。

(了)